

保育所を利用のお子さん

- 3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日(3歳児クラス)から小学校入学前(5歳児クラス)までの3年間です。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- きょうだい児入所の負担軽減については、これまでとおり、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降無償となります。※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- 認定保育時間外の延長保育料、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。※食材料費のうちの副食費の負担については別に記載しています「給食の材料にかかる費用(給食費)について」をご覧ください。
- 保育所を利用のお子さんについて、利用料無償化に関する手続きは必要ありません。

企業主導型保育事業（標準的な利用料）・地域型保育を利用のお子さん

- 企業主導型保育事業(標準的な利用料)又は地域型保育を利用している子どもたちについても、保育所と同様に無償化の対象となります。

問い合わせ先：こども育成係 TEL092-947-1372